

日本語教室学習支援事業実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）に日本語指導を行うための日本語教室を運営する団体（以下「団体」という。）に対して、児童生徒を対象にした日本語教室の運営に必要な経費の一部を助成する事業を行うために必要な事項を定める。

2 助成対象者

本事業の対象となる団体は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表1に定める日本語指導者としての条件を満たす者が1名以上いること
- (2) 活動に関する規約を有すること
- (3) 年間収支が明瞭であること
- (4) 代表者及び会計責任者の定めがあること（代表者と会計責任者の兼務可）
- (5) 営利を目的とする団体又は地方公共団体が運営主体でないこと
- (6) 所在地が愛知県内にあること

3 助成対象となる日本語教室

本事業の対象となる日本語教室は、愛知県に在住する外国につながりを持つ5歳から18歳までの児童生徒（ただし、19歳以上であっても高校等に在学中のものを含む）を対象としたもので、次の条件をすべて満たす教室とする。

	児童生徒のみを対象とする日本語教室	それ以外（例：親子教室等）
(1)	愛知県内で開催されるものであること【共通】	
(2)	助成対象となる日本語教室に対して、国、県及び県関係団体、並びに市町村から補助金その他の助成を受けていないこと【共通】	
(3)	原則として、5人以上の児童生徒を対象とした日本語教室であること	原則として、5人以上の児童生徒が出席する日本語教室であること
(4)	原則として、児童生徒一人当たり週1回以上日本語指導を行うものであること【共通】	
(5)	児童生徒の年齢や学習段階、日本語能力、状況等に応じ、適切な学習支援の内容を遂行できること【共通】	
(6)	原則として、日本語指導を行う者が児童生徒5人につき1人以上いること【共通】	
(7)	外部からの委託を受けて実施する日本語教室ではないこと【共通】	
(8)	営利活動、特定の宗教の布教、特定の政党・政策の支援につながるおそれのある活動を行う日本語教室ではないこと【共通】	
(9)	原則として、学校(※)以外で開催される日本語教室であること。ただし、外部の団体が学校の施設を利用して授業時間外に開催するものはこの限りではない。【共通】 ※学校教育法第1条に掲げられた学校、外国人児童生徒に母国の教育を行う外国人学校等	

4 助成金の算定

1 教室あたりの助成金額は、次のとおりとする。（(1)と(2)を合算して助成する。）

(1) 運営費

教室規模	1か月当たりの延べ学習者数(注1)	助成額(月額)
①	9人(注2)から33人まで	5,000円
②	34人から113人まで	150円×延べ学習者数
③	114人以上	17,000円

(注1) 1月間の対面学習者数(延べ数)とオンライン学習者数(延べ数)の合計。
ただし、オンライン学習者数は対面学習者数の3分の1以内とする。

(注2) 1月当たり延べ学習者数が9人未満の場合、その月は助成金を交付しない。

(2) 会場費

1 か月あたりの会場費	助成額（月額）
10,000円未満	実費
10,000円以上	10,000円

なお、会場費には児童生徒に日本語指導を行う教室の開催にかかる以下のものが含まれるものとする。

- ①施設使用料
- ②光熱水費
- ③施設使用のための登録料
- ④その他、協会が必要であると認めたもの

5 認定申請

団体は、認定申請書（様式1）に、団体概要書（様式1-2）、日本語指導者調査票（様式1-3）、助成金振込依頼書（様式1-4）、教室概要書（様式1-5）、教室収支予算書（様式1-6）、団体収支予算書（任意様式）及び団体規約（任意様式）を添え、協会に認定申請を行う。

認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

6 審査及び認定

協会は、日本語学習支援基金事業審査委員会を開催し、申請について審査の上認定を行う。

審査の結果は、認定結果通知書（様式2）により、申請者すべてに通知する。

7 助成金の請求及び給付

団体は、助成金請求書（様式3）に、認定を受けた日本語教室ごとに以下の書類を添付し、翌月の10日までに協会に請求するものとする。

(1) 運営費

- ・事業報告書（様式4-1）
- ・オンライン学習内容報告書（様式4-2）〈オンライン形式の授業を実施した場合のみ〉
- ・出席簿（様式5）

(2) 会場費

- ・別表2に定める支払証拠書類

協会は、書類を審査の上、教室開催月の翌々月の10日までに団体が指定する口座へ助成金を支払う。

8 実績報告の提出

団体は、年間の教室開催実績を翌年度の4月10日までに実績報告書（様式6）により協会に報告するものとする。

9 事業内容の変更の承認等

団体は、助成金の認定を受けて実施する事業について、申請時から内容の変更があった場合は、以下のとおり協会に申請又は報告を行うものとする。

(1) 開催場所を変更したい場合

変更が必要な日の1週間前までに、団体は会場変更申請書（様式7-1）により協会へ申請する。協会は、変更を承認するときは、会場変更承認書（様式7-2）を交付する。

(2) 開催場所以外のものを変更したい場合

以下の内容については、変更が生じた際、速やかに、団体は変更届出書（様式7-3）により協会へ報告する。

- ア 団体名
- イ 教室名

- ウ 代表者職名・氏名
- エ 会計責任者
- オ 日本語指導者（代表・構成員数）
- カ 教室開催日時
- キ 助成金振込先
- ク 他の助成金の受給

10 認定の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、団体に対し、給付済みの助成金の返還を求めることができる。

- (1) 団体が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) 団体が、助成金を目的外に使用したとき
- (3) 団体が、事業内容の変更等により第2項又は第3項の条件を満たさなくなったとき

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月3日から施行する。
- 2 平成20年度については、5 認定申請の記述中「毎年1月末日までに翌年度の認定申請を行う。」とあるのは、「平成20年8月25日までに平成20年度の認定申請を行う。」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 平成20年度の認定を受けた団体については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表 1 (第 2 項の(1)関係)

日本語指導者としての条件 (いずれか一つで可)

- ① 1 年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は 1 年以上外国人児童生徒の学習支援に関する日本語ボランティアの経験がある者
- ② 学校で教師等の経験がある者
- ③ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める 4 2 0 時間以上の養成講座を修了した者
- ⑤ 大学 (短期大学を除く。) において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者 (関係科目 4 5 単位以上)
- ⑥ 大学 (短期大学を除く。) において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者 (関係科目 2 6 単位以上)

別表 2 (第 7 項の(2)関係)

会場費の支払に関する証拠書類 (いずれか一つで可)

- ① 領収書の写し
- ② 振込金受取書 (振込明細書) の写し
- ③ 預金通帳 (日付・振込先・金額が記載されている頁) の写し
- ④ カード利用明細の写し (カードによる支払いの場合)
- ⑤ その他協会が適当であると認めたもの